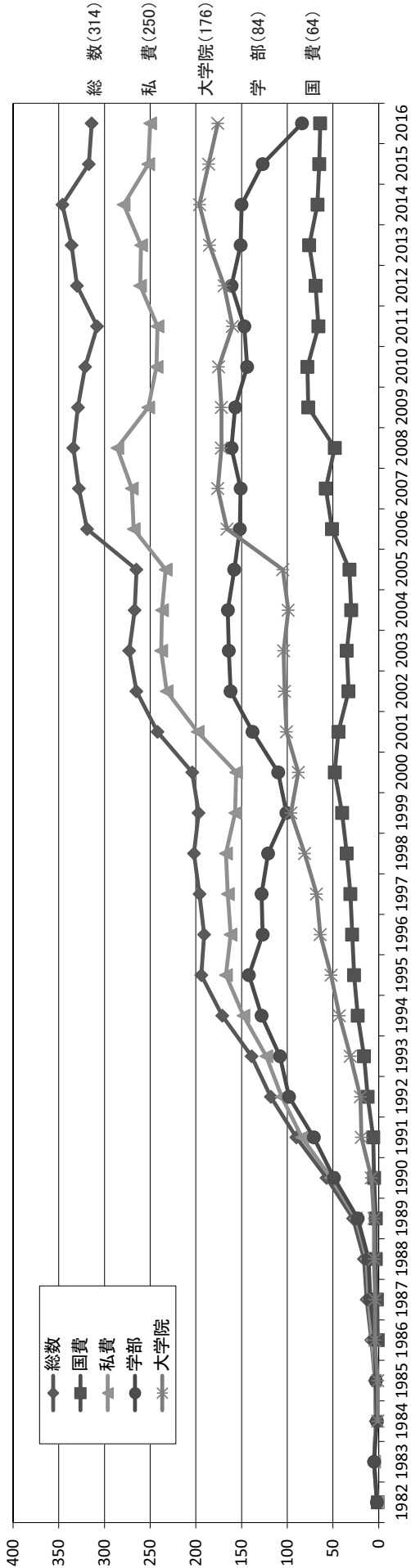


Ⅲ 資料

- 1 富山大学における年度別外国人留学生数の推移
- 2 富山大学在籍外国人留学生数
- 3 富山大学国際交流センター規則
- 4 富山大学国際交流センター紀要投稿要項

資料 1

富山大学における年度別外国人留学生数の推移



	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
総数	2	5	3	4	8	13	16	28	57	90	118	139	171	194	191	196	202	197	204	242	265	273	267	265	319	328	334	329	321	308	330	336	346	317	314
国費	1				1	2	3	3	5	6	12	16	23	27	29	31	35	40	48	44	33	35	30	32	51	58	48	77	78	66	69	76	67	65	64
私費	1	5	3	4	7	11	13	25	52	84	106	123	148	167	162	165	167	157	156	198	232	238	237	233	268	270	286	252	243	242	261	260	279	252	250
学部	2	5	2	3	4	9	11	23	49	71	98	108	128	142	127	128	121	101	110	138	162	164	165	158	152	151	161	157	144	147	161	151	150	127	84
大学院			1	1	4	4	5	5	8	19	20	31	43	52	64	68	81	96	88	101	103	104	99	105	166	176	172	172	175	160	169	185	196	187	176
センター																			6	3		5	3	2	1	1	1	1	2	1				3	

(毎年5月1日現在)

※2005年10月に旧富山大学(現五福キャンパス)、富山医科薬科大学(現杉谷キャンパス)、高岡短期大学(現高岡キャンパス)の3大学が統合して現在の富山大学となった。
2005年度までは旧富山大学のデータである。

※外国政府派遣と県費は国費に含まれた。センターは留学生センター(現国際交流センター)所属の予備教育生を示す。

資料 2

富山大学在籍外国人留学生数（2016年度）

1. 部局

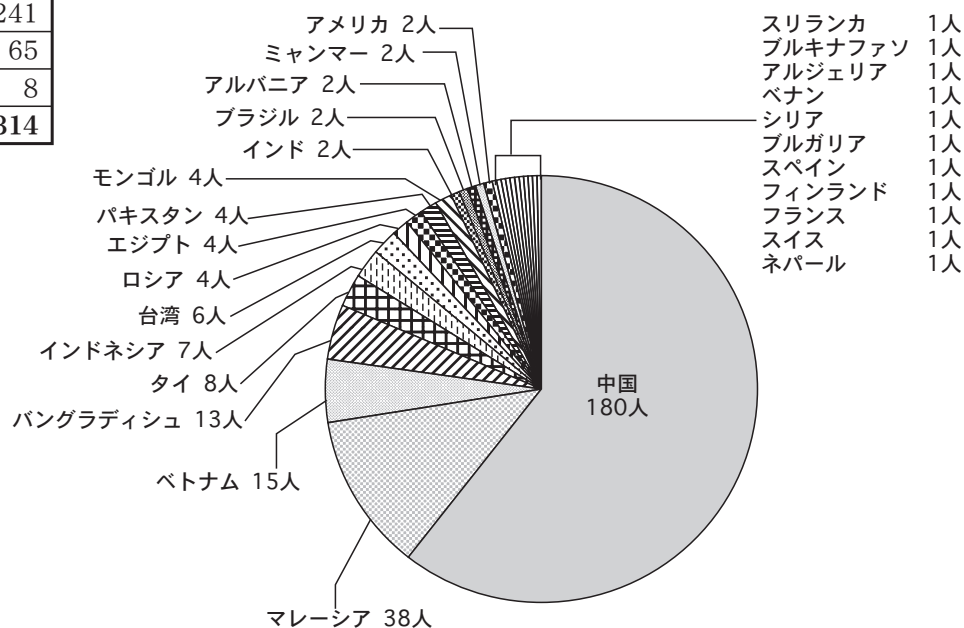
2016年 5月 1日現在

	正規生				非正規生				合計	
	国費	外国政府	私費	小計	国費	県費	私費	小計		
学部	人文学部			11	11	4	1	10	15	26
	人間発達科学部			5	5	2		2	4	9
	経済学部		2	4	6	1		8	9	15
	理学部			7	7			2	2	9
	医学部							1	1	1
	薬学部									0
	工学部		26	23	49			5	5	54
	芸術文化学部	2		4	6			1	1	7
小計	2	28	54	84	7	1	29	37	121	
大学院 (修士・前期)	人文科学研究科			7	7		1	1	2	9
	人間発達科学研究科	1			1	1			1	2
	経済学研究科			22	22			4	4	26
	医学薬学教育部	1		17	20			1	1	21
	理工学教育部(理学系)			6	6					6
	理工学教育部(工学系)		2	27	31			4	4	35
	芸術文化学研究科							1	1	1
小計	2	2	79	87	1	1	11	13	100	
大学院 (博士・後期)	医学薬学教育部	4		23	27					27
	生命融合科学教育部(五福)	2		3	5					5
	生命融合科学教育部(杉谷)	3		11	14					14
	理工学教育部(理学系)	2		3	5					5
	理工学教育部(工学系)	4	1	33	38			2	2	40
小計	15	1	73	89			2	2	91	
国際交流センター										0
和漢医薬学総合研究所							2	2	2	2
合計	19	31	206	260	8	2	44	54	314	

2. キャンパス別

五福キャンパス	241
杉谷キャンパス	65
高岡キャンパス	8
合計	314

3. 国・地域別（計28ヶ国・地域）



富山大学国際交流センター規則

平成25年9月24日制定

平成26年6月24日改正

平成27年4月1日改正

平成28年1月1日改正

平成28年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学学則第12条第2項の規定に基づき、富山大学国際交流センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、富山大学（以下「本学」という。）の外国人留学生の受入れ及び学生の海外留学に関わる教育・支援を推進し、国際社会で活躍する人材の育成に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 外国人留学生の受入・支援に関すること。
- (2) 学生の海外留学の支援に関すること。
- (3) 海外学術交流協定校との学生交流に関する連絡・調整
- (4) 外国人留学生と日本人学生の交流推進に関すること。
- (5) 外国人留学生の日本語教育に関すること。
- (6) 外国人留学生のキャリア支援及び就職支援に関すること。
- (7) 卒業・修了後の外国人留学生との連携・支援に関すること。
- (8) 国際交流に関する調査及び研究
- (9) その他センターの目的達成に必要な事項

(部門及び専門部会)

第4条 前条の業務を遂行するため、センターに次に掲げる部門を置く。

- (1) 留学受入支援部門
- (2) 留学派遣支援部門

2 前条の業務のうち特定の業務を遂行するため、センターに専門部会を置くことができる。

(職員)

第5条 センターに次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 専任教員
- (4) 兼任教員
- (5) 協力教員
- (6) その他必要な職員

(センター長)

第6条 センター長は、学長が指名した者をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、当該センター長を指名する学長の任期の末日を超えることができない。

(副センター長)

第7条 副センター長は、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

- 2 副センター長は、センター長の職務を補佐し、センター長が不在又は事故あるときはその職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該副センター長を推薦するセンター長の任期の末日を超えることができない。
- 4 副センター長に欠員が生じた場合、後任の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。
(専任教員)

第8条 専任教員は、センターの業務に従事する。

- 2 専任教員の選考については、別に定める。
(兼任教員)

第9条 兼任教員は、所属長及び本人の承諾を得て、学長が命ずる。

- 2 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 兼任教員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。
(協力教員)

第10条 協力教員は、所属長が推薦し、本人の承諾を得て、センター長が指名する。

- 2 協力教員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 協力教員は、センターの業務を助ける。
(運営委員会)

第11条 センターに、センターの管理運営に関する事項を審議するため、富山大学国際交流センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。
(日本語・日本事情教育プログラム)

第12条 センターは、外国人留学生の予備教育等に必要な日本語・日本事情教育プログラムの実施及び運営を行う。

- 2 日本語・日本事情教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。
(事務)

第13条 センターの事務は、国際部留学支援課において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経てセンター長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 富山大学留学生センター規則（平成17年10月1日制定）は、廃止する。
- 3 この規則施行後、最初に指名されるセンター長の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。
- 4 この規則施行後、最初に指名される副センター長の任期は、第7条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

富山大学国際交流センター紀要投稿要項

1 目的

富山大学国際交流センター（以下「センター」という。）は、日本語・日本事情教育，異文化教育，留学生教育，国際交流等にかかる理論的・実践的研究に関する論文，研究資料等を発表するため，富山大学国際交流センター紀要（以下「センター紀要」という。）を発行する。

2 執筆者の資格

- (1) センターの専任教員及び非常勤講師，各学部の留学生担当教員とする。
- (2) 編集委員会が特に認めた者
- (3) (1)(2)の者が筆頭著者となっている共著者については，制限しない。

3 原稿の内容

- (1) 投稿原稿は，未発表のものとする。
- (2) 原稿の種目は，論文，研究ノート（特定の主題に対する研究上及び教育上の提言，史・資料の紹介及び考察，又は萌芽的研究を記したものを指す。），研究資料（実践記録・調査結果，既成の知見の確認等研究上報告する価値のあるものを指す。），実践・調査報告，書評のいずれかとする。

4 原稿の長さ

原稿の長さは，1篇につき，図・表・写真等を含め，原則として刷り上がり20ページ以内とする。

5 原稿の体裁

富山大学国際交流センター紀要執筆要領（以下「執筆要領」という。）に従って，記述する。

6 編集委員会

センター紀要編集のため，センター長を委員長とした編集委員会を置く。

7 投稿手続き

- (1) 投稿カードに所定の事項を記入のうえ，原稿とともにセンター長に提出し，原稿受領書を受け取る。
- (2) 提出された年月日をもって，受付年月日とする。
- (3) 原稿提出締切日は，別途定める。

8 原稿の採否

論文等の採否は，本要項及び執筆要領に基づいて，編集委員会が決定する。

9 発行回数

原則として，年1回とする。

10 その他

- (1) 別刷は，1篇につき30部以内とする。30部を超える場合は，実費負担とする。
- (2) 掲載された論文等の二次利用は，編集委員会に委ねるものとする。ただし，著者は自由に利用できるものとする。

付記

本要項の実施は，センター紀要第1号の執筆時から適用する。